

特例貸付（総合支援資金）の申込みを希望される方へ

1 まず、狭山市社会福祉協議会に御相談ください。

（TEL 04-2956-7665）

【対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し日常生活の維持が困難となっている世帯で、償還開始までに自立相談支援機関（くらし・しごと支援センターさやま）からの支援を受けることに同意した世帯。

※ 本来は就職活動を行うことを前提とした貸付です。

1) 失業者

新型コロナウイルス感染症の影響で失業している者がいる世帯

2) 収入の減少者

新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に収入の減少になっている世帯

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、対面相談を中止しております。お電話にて以下の点について御相談ください。

① コロナウイルスの影響で収入の減少や失業になっている状況について

- ・ いつから収入の減少や失業等に至ったのか
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響がどのようにあったか

② 貸付金額

世帯の構成人数によって貸付金の上限金額が異なります。新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の収支状況や現在の収入を考慮して、必要な金額を検討してください。

（二人以上）月20万円以内

（単身）月15万円以内

※ 賃貸住宅にお住まいの方で住居確保給付金を利用できる方については、原則として住居確保給付金を利用してください。住居確保給付金の相談先については、「5 住居確保給付金の相談先」をご参照ください。

※ 特例貸付（緊急小口資金）との同時申込については、特例貸付（緊急小口資金）だけでは生活費が不足する場合に限り、同時申込が可能です。

③ 貸付期間

原則3箇月以内

④ 相談受付期間（申込期間）

令和4年3月31日まで

2 狭山市社会福祉協議会のホームページから、申込みに必要な様式をダウンロードしてください。

- ① 借入申込書
- ② 借用書
- ③ 重要事項説明書
- ④ 相談受付票（両面）
- ⑤ 収入の減少状況に関する申立書※
 - ※ 収入の減少状況に関する申立書は、収入状況が明らかになる書類（減収前後の給与明細（写）、減収前後の預金通帳（写）等）が御用意できない場合、ダウンロードして御使用ください。
- ⑥ 相談者用チェックリスト

3 ダウンロードした様式に、記入例を参考にしながら必要事項を記載し、必要書類を添付のうえ、狭山市社会福祉協議会に御郵送ください。

【郵送先】

〒350-1306

狭山市富士見1-1-11

社会福祉法人 狭山市社会福祉協議会

TEL 04-2956-7665

【必要書類】

- ① 借入申込書
- ② 借用書
- ③ 重要事項説明書
- ④ 収入状況が明らかになる書類
 - 例：離職票、廃業届、減収前後の給与明細、減収前後の通帳等
 - ※ 収入状況が明らかになる書類については、原則として、世帯全員の収入状況が明らかになる書類が必要になります。
 - ※ 収入状況が明らかになる書類が御用意できない場合、「収入の減少状況に関する申立書」をダウンロードし、必要事項を記載のうえ、添付してください。
- ⑤ 住民票（世帯全員分、本籍・続柄の記載をお願いします）
 - ※ 実際の生活実態で見ますので、同じ建物内で住民票が別々な場合は、家計が別れている場合を除き、同一世帯とみなされます。
- ⑥ 振込口座の写し（カナ氏名、銀行名、支店名、口座番号がわかるもの）
 - ※ 外国人の方の場合、キャッシュカードでは正式な口座名が記されていない

い場合があるため、必ず通帳表紙裏面等の正しい口座名がわかるものを添付してください。

⑦ 運転免許証（写）もしくは顔写真付き証明書（写）

上記がなければ健康保険証（写）

外国人の方は在留カード（表裏）（写）

⑧ 相談受付票

⑨ 相談者用チェックリスト

※ すでに特例貸付（緊急小口資金）を利用している方は「特例貸付（緊急小口資金）決定通知」（写）を添付することで⑤～⑦を省略することができます。

4 申し込みの際の留意事項

① 狭山市社会福祉協議会に書類が到着後、書類の不備がないか確認をし、埼玉県社会福祉協議会へ書類を送付しています。申請書等を記入する際は次の点にご注意ください。

消えるボールペンは使用しないでください。

押印欄がなくなりましたので、借入申込者本人が記入してください。

（とくに氏名および借用書）

※障害等により、自筆署名が難しい場合は、代筆も認めます。その際は、筆をしたそれぞれの様式の余白に、①代筆をした理由②代筆者の署名③代筆した日付 を書いてください。

修正する場合は、二重線を引き、認印を押し、空いた箇所に正しい表記を記入してください。修正テープ、修正液を使用しないでください。

投函する前に、もう一度記入漏れがないか確認をお願いします。

※ 書類に不備がある場合、修正をお願いしますので、貸付申請が遅くなります。ご注意ください。

また、書類申請後、新型コロナウイルス感染症に起因する理由かどうか不明瞭な場合は、電話で聞き取る場合があります。

② 埼玉県社会福祉協議会に書類が到着後、審査を行います。埼玉県社会福祉協議会に書類が到着後、貸付の適否の審査を経て、貸付金の送金をしますので、申し込みから貸付金の送金までに4週間程度かかります。

③ 本貸付は据置期間後に償還（返済）が伴います。

④ 償還（返済）期間は最長10年間ですが、申込者の年齢等により10年間とすることができない場合がありますので、記入の際には狭山市社会福祉協議会にご相談ください。

⑤ 新型コロナウイルス感染症に起因しない理由による借入申込みはできま

せん。

- ⑥ 生活保護受給世帯や、従前から就業していない等、収入の減少がない場合は、貸付の対象となりません。
- ⑦ 今回の特例措置では新たに、償還時においてなお所得の減少が続く世帯の償還を免除することができることとなっております。詳細が判明しましたら、あらためてお知らせいたします。

5 住居確保給付金の相談先（自立相談支援機関）

くらし・しごと支援センターさやま

〒350-1306

狭山市富士見1-1-11（狭山市社会福祉協議会内）

TEL 04-2956-7669

営業時間：平日8:30～17:00

令和3年11月25日

社会福祉法人 狭山市社会福祉協議会